

2026年4月20日

各位

会社名 マーチャント・バンカーズ株式会社
 代表取締役社長兼CEO 高崎正年
 (コード3121 東証スタンダード)
 問合せ先 執行役員 CFO 加藤東司
 (TEL 03-6434-5540)

第三者割当による新株式及び第18回新株予約権の発行、主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、割当予定先であるPCKキャピタル有限責任事業組合（以下、「PCKファンド」といいます。）を割当先とする第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第18回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（本新株式及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本第三者割当に伴い、主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式及び本新株予約権の発行

1. 募集の概要

＜本新株式の募集の概要＞

(1) 払込期日	2026年5月11日
(2) 発行新株式数	1,000,000株
(3) 発行価額	1株につき212円
(4) 調達資金の額	212,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」をご参照下さい。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 PCKキャピタル有限責任事業組合 1,000,000株
(6) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

＜本新株予約権の募集の概要＞

(1) 割当日	2026年5月11日
(2) 新株予約権の総数	50,000個（1個につき100株）
(3) 発行価額	総額11,750,000円 （新株予約権1個につき金235円）
(4) 当該発行による潜在株式数	5,000,000株
(5) 資金調達の額	1,161,750,000円 （内訳） 本新株予約権発行分 11,750,000円 本新株予約権行使分 1,150,000,000円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」をご参照ください。

(6) 行使価額	1株につき230円
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 PCKキャピタル有限責任事業組合 50,000個
(8) その他	前記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは当社及び、MBKプロパティ株式会社、株式会社エストニアン・ジャパン・トレーディング・カンパニー・ホールディングス、Estonian Japan Trading Company AS、O'Pen Eesti OÜ、株式会社エストニアン・ジャパン・トレーディング・カンパニー日本の6社の事業会社で構成されており、これら6社を連結の範囲としております。

当社グループの主要な事業領域についてみると、国内の金融・不動産市場におきましては、日銀の金利政策の動向等に懸念される状況ではありますが、不動産投資へのニーズは高く、稼働率、賃料水準、物件販売価格など安定した利回りを得られる投資への需要は底堅い状況が続いております。

このような経済状況のもと、当期の当社グループ業績は、昨今の不動産価格や金利の上昇傾向を踏まえ、賃貸用不動産6物件の売却により、売上・利益並びにキャッシュ・フローの確保・有利子負債の圧縮に努め、賃貸用不動産取得については1物件にとどめ、投資資金確保のためのエクイティ・ファイナンスも実施し、株式・不動産や売掛金を担保とした貸金業や再生可能エネルギー分野へのプロジェクト投資など、ネット利回り5%をターゲットに取り組んでいる不動産投資事業より高い収益性の期待できる投資分野や投資案件の開発・強化に取り組みました。

当社は、収益基盤の強化のため、投資会社として、主に安定的家賃収入を得るための収益用不動産として、都市部のマンションを中心に投資を行ってまいりました。

投資する物件を選定するときの主な基準は以下のとおりで、金融機関からの資金調達により、レバレッジを利かせながら、物件からの家賃収入により、安定的に高収益を確保し、当社グループの強固で安定的な収益基盤を構築しております。

- ・ネット利回り5%以上
- ・金融機関から取得価格の80%以上の融資を確保できる物件
- ・空室リスクが低い

また、保有する物件の売却によるキャピタルゲイン獲得にも積極的に取り組んでおり、物件売却により獲得するキャッシュ・フローにより、さらに良質な物件（マンション）を取得することにより、収益基盤の強化をはかってまいります。

当社は2025年10月期において285百万円の営業黒字を計上しておりますが、今後、収益用不動産への投資を推進することにより、安定的な収益基盤の強化を行いながら、投資会社として、さらなる高い将来性や成長が見込まれる案件、あるいは社会的ニーズの高い案件への投資を行い、投資家や株主の皆様にご夢を持っていただける上場会社を志向しております。

また、これまで、ブロックチェーンや、医療・介護の企業や案件への投資を行ってまいりましたが、今後も引き続き投資会社として、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の方針に基づき、M&Aを中心とした経営戦略を実施してまいります。

そのため、当社では、2025年6月27日付開示資料「第三者割当による新株式及び第17回新株予約権の発行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2025年7月14日を払込期日とする新株式並びに第17回新株予約権発行により、合計3,999百万円の資金調達を行う予定でした。

しかしながら、当社では、2025年7月25日付開示資料「第17回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、新株式は発行したものの、第17回新株予約権につきましては、買入消却することとしたため、新株式並びに第17回新株予約権発行により見込んでいた資金調達3,999百万円のうち、第17回新株予約権の発行並びに権利行使で見込んでいた3,233百万円の資金調達が未了となりました。

そのため、当社では、今般、資金調達が未了となっていた3,233百万円の資金調達の一部を行

うべく、本新株予約権の発行により調達することといたしました。

2025年7月14日を払込期日とする新株式発行により調達した734百万円は、すでに、

- ・ 2025年9月 ビットコイン購入300百万円（2025年9月25日付開示資料「ビットコイン購入並びに暗号資産による不動産決済サービスに関するFINX JCrypto株式会社との協業に関するお知らせ」）
- ・ 2025年11月 株式担保融資350百万円（2025年11月25日付開示資料「（経過開示）株式担保融資の実行の決定に関するお知らせ」、なお、当初融資金額400百万円のうち50百万円は回収済み）
- ・ 2026年1月 関係会社株式取得116百万円のうち84百万円（2026年1月26日付開示資料「（開示事項の経過）Life Innovation Holdings株式会社の株式の取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」）

に充当しており、2026年1月末現在の現預金916百万円につきましては、収益用不動産の投資に充当する予定であることから、新たな資金調達を必要としております。基盤形成を行うべく後述する資金使途における新規事業資金の確保のため、本第三者割当による資金調達を行うことといたしました。

当社は、今後の持続的な成長と事業基盤の強化を図るべく、戦略的M&Aの実行を検討しております。対象企業は、当社の安定的な収益基盤に寄与する企業を想定しており、当該M&Aにより、事業ポートフォリオの拡充、新規市場への参入、ならびに収益基盤の多角化が期待されます。

本M&Aの実行には概ね合計13億円規模の資金を要する見込みであり、これは株式取得対価に加え、関連する諸費用（デューデリジェンス費用、アドバイザー費用、統合作業に係る費用等）を含んだ試算に基づいております。

本件は、当社の中長期的な企業価値向上に資する重要な戦略投資であると認識しており、必要資金の調達行為が必要であると考えております。

当社の現有資金および通常のキャッシュ・フローでは、上述の通り一部収益用不動産の投資に充当する予定であることから、この規模の資金を迅速に確保することは困難であるため、外部資金の調達が不可欠です。これにより、当社は財務の健全性を維持しつつ、成長機会を逃すことなく機動的に対応することが可能となります。

このように、本第三者割当による資金を新規事業領域への投資として投下することにより当社グループにおける強固な事業基盤の形成に繋がることから、企業価値の向上をもって既存株主の利益に貢献するとの判断に至り、本第三者割当による本資金調達の実施を決議いたしました。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

今回の資金調達手法は、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

- ① 金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたこと。
- ② エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては適切ではないと判断したこと。また、当社は、時期を逸しないよう早急、確実かつ機動的に資金を確保する必要があること。したがって、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資及び株主割当増資は必ずしも機動的とは言えず、今回の資金調達の方法として適さないこと。
- ③ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行

使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングは、割当先となる既存株主の参加率が不透明であり、当社が必要とする資金調達を実現できない可能性があることから、今回の資金調達方法として適切ではないと判断したこと。

これらの検討を踏まえ、第三者割当による資金調達において、新株式の発行は、株式価値の希薄化を一時的に引き起こし、既存株主の利益を損なう恐れはありますが、確実に資金を調達できるメリットがあることから、割当予定先との新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。

割当予定先との交渉において、当社の業績及び希薄化の規模を勘案すると全額を新株式で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があり、新株式と合わせて新株予約権の割り当てを実施することで、一定程度の当社資金需要を満たすとともに、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあります。これらを鑑み、割当予定先と協議し新株式及び新株予約権を併用する資金調達の方法を選択いたしました。

以上のように引受先の選定を経て、割当予定先に本新株式及び本新株予約権を併用する方法で割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断しております。

<本新株予約権の特徴>

(本新株予約権のメリット)

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先は、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS フラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は 230 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

②取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14 営業日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

③譲渡制限

本新株予約権は、会社法第 236 条第 1 項第 6 号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。また、割当予定先が、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、当社は、割当予定先は引受後に譲渡を行う意思がないことを割当予定先より口頭にて

確認しておりますが、本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本割当契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

(本新株予約権のデメリット)

①資金調達ができない可能性

本新株予約権の行使価額は発行決議日の直前取引日時点の株価を基準として、230 円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。

②既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、5,000,000 株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることとなります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	1,373,750,000 円
(内訳)	
本新株式の発行	212,000,000 円
本新株予約権の発行	11,750,000 円
本新株予約権の行使	1,150,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	52,289,500 円
③ 差引手取概算額 (①-②)	1,321,460,500 円

- (注) 1. 本新株式の払込金額の総額 212,000,000 円
 本新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 1,161,750,000 円
2. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、資本金の増加の登記にかかる登録免許税及び登記費用 5,067 千円、印刷会社費用 200 千円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役 能勢 元）に対する新株予約権の算定費用 1,500 千円、有価証券届出書等作成支援、契約書等作成支援業務他 3,500 千円、リスクプロ株式会社（東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号靖国九段南ビル 2 階 代表取締役 小板橋仁）に対する割当予定先等に係る信用調査費用 810 千円及び F L インベストメント株式会社（東京都渋谷区道玄坂一丁目 22 番 8 号ユービズ道玄坂 7 F、代表取締役 三輪 光範）（以下、「F L 社」といいます。）に対するファイナンシャルアドバイザー費用 41,212 千円（当社資金調達額の 3%）であります。
4. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
5. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① M&A、企業・案件への投資資金	202	2026年6月～2028年6月
合計	202	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

＜本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① M&A、企業・案件への投資資金	1,118	2026年6月～2028年6月
合計	1,118	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本第三者割当により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

① M&A、企業・案件への投資資金

当社は、2025年5月12日付PR情報「今後の投資方針に関するお知らせ」において、従来の不動産投資に加え、融資およびエクイティ投資（M&A、企業・案件への投資）を強化し、ポートフォリオの多様化を図る方針を公表しております。

本第三者割当により調達する資金につきましては、主として当該方針及び以下の方針に基づく成長投資（エクイティ投資等）およびこれに付随する投資体制の整備・強化に充当する予定です。

当社は、上場会社ならびに上場を志向する中小企業等を対象として、資本政策の高度化、経営体制の強化および事業成長の加速に資する投資および支援を行うことにより、投資先企業の企業価値向上および当社グループの持続的成長の実現を目指してまいります。当該投資活動は、当社グループを主体としつつ、案件ごとに最適な投資ビークル（SPV等）を活用した投資スキームの構築を行うことを想定しており、必要に応じて外部パートナーとの共同投資等を組み合わせることにより、機動的かつ効率的な投資実行体制を整備してまいります。

また、具体的には、以下の用途に充当することを想定しております。

- ・投資対象企業へのエクイティ投資（新株引受、既存株式取得、新株予約権引受等）
- ・M&A、事業再編、資本業務提携等の成長戦略推進に係る投資資金
- ・投資先企業に対する経営支援（役員派遣、経営戦略支援、ガバナンス整備等）に係る費用
- ・投資活動に必要な人材確保、デューデリジェンスおよび体制整備に係る費用

なお、投資実行にあたっては、当社または当社グループを主体とした投資スキームを基本としつつ、必要に応じて外部パートナーとの連携等も検討してまいります。

a. M&A

経営支配権の獲得を前提としない、後記「b. 企業・案件への投資」につきましては、再生エネルギーや系統用蓄電池等、社会性や将来性の高いと考える投資分野をターゲットに行ってまいります。M&Aにつきましては、特に取得企業の業種に関する制限は設けず、幅広い業種を対象とし、

- ・収益安定性の確保： キャッシュ・フローが安定し、景気に左右されにくい業種の企業を買収し、基盤を固める。（完全子会社化）
- ・成長余地の取り込み： 高成長市場や技術革新領域への将来投資として、伸びしろの大きい企業に戦略的に出資または買収。（資本業務提携や少数株式取得アーンアウト付 M&Aを検討）

のいずれかの視点から、当社グループの企業価値の向上に資する案件に取り組んでまいります。

基本路線としては安定事業の買収から先行させ、経営体力を安定させるため、最初に安定収益型を押さえ、成長事業はリスク分散型とし、少数出資や段階的買収（Earn-Out型）で不確実性に

対応することを想定しています。また、統合後の相乗効果としては、安定事業で得たキャッシュを成長事業に再投資すること、また、安定顧客基盤を成長事業のサービステストに活用することを想定しております。

投資基準としては、以下の基準を設け、投資前の財務・法務デューデリジェンスプロセスによりリスクを可視化し精査を行います。とくにバランスシートや PL だけでなく、将来の収益力・事業性評価の精度を高めることを念頭に置くようにいたします。

- (1) 資産超過であること
- (2) 買収後、継続的な黒字が見込まれること
- (3) のれんが生じない（取得価格が純資産額より小さい）ことが望ましく、のれんが生じる場合、適切な償却期間を想定し、当社の業績に与える影響を慎重に検討すること
- (4) 取得価格の回収は、5年以内が望ましく、長くとも10年以内に見込まれること

現時点において具体的に決定している案件はございませんが、案件が具体化しましたら適時適切に開示を行うようにいたします。

1件あたりのディールサイズは5～10億円程度（デットファイナンスによる調達を除く。）、今回の調達資金により、1～2件の実行を想定しておりますが、当社が投資実行に足りる案件の精査とともに資金を用途していく見込みとなります。

b. 企業・案件への投資

再生エネルギーや系統用蓄電池、また、これらの投資分野と親和性の高い、データセンターや暗号資産マイニング、さらには、自動運転など、社会性や将来性の高いと考える投資分野をピックアップし、安定的かつ高利回りの収益が期待できる個別案件等への投資を行ってまいります。

現時点において具体的に決定している案件はございませんが、案件が具体化しましたら適時適切に開示を行うようにいたします。

なお、当社では、系統用蓄電池案件を含めて、現時点で投資を決定している案件はありませんが、系統用蓄電池案件につきまして、2026年2月に第三者から初期提案を受けており、本日の本第三者割当の決議後、当該提案に対して具体的な検討を開始することから、検討期間1ヶ月を設けたうえで2026年6月からの支出は十分に可能と考えたため、支出予定時期の開始を2026年6月といたしました。

1件あたりのディールサイズは5～10億円程度（デットファイナンスによる調達を除く。）、今回の調達資金により、1～2件の実行を想定しておりますが、当社が投資実行に足りる案件の精査とともに資金を用途していく見込みとなります。

本第三者割当により調達する資金である計1,321百万円の全額を、M&A、企業・案件への投資に充当する予定としております。

なお、本新株予約権の行使が進まず本件資金が調達できない場合は別途、手元資金及び借入等の別途資金調達の手法を検討いたします。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、早期に持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善につながるものと考えており、かかる資金用途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年4月17日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値230円を基準とし、直前取引日の終値である230円から7.83%ディスカウントした212円といたしました。

なお、当該発行価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの1カ月の終値平均である224.24円から5.46%のディスカウント、当該直前取引日までの3カ月の終値平均である225.28円から5.89%のディスカウント、当該直近取引日までの6カ月の終値平均である228.98円から7.42%のディスカウントとなっております。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。)によると、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を7.83%とした経緯としましては、2025年10月期の経営成績において31百万円の経常損失を計上しており、依然として当社においては強固な利益基盤とはいえないことを勘案し、割当予定先からの8%程度のディスカウントの打診を受け、日証協指針に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。なお、ディスカウント率についても日証協指針に基づいても有利発行に該当しない範囲内であるため合理的かつ適法であると当社取締役会において判断しております。

また、当社監査役3名(うち3名が社外監査役)も、本新株式の発行価額の算定方法については、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、また、7.83%のディスカウント率についても、本第三者割当による増資規模の必要性、本第三者割当で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響(詳細は、下記「(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を参照)、当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び日証協指針も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

② 本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者:代表取締役 能勢 元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(2026年4月17日の終値)、本新株予約権の行使価額(230円 ※当社の株価と同額)当社株式の市場流動性、配当率

(0.87%)、割引率(リスクフリーレート1.376%)、ボラティリティ(27.25%)、クレジット・コスト(21.83%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる当社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値(80,650株)の10%)等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2026年5月12日から2028年5月11日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を235円(1株当たり2.35円)と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値(80,650株)の10%)を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに

割当予定先へ打診したところ、承諾いただき、本新株予約権1個の払込金額を金235円（1株当たり2.35円）といたしました。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

なお、当該行使価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの1カ月間の終値平均である224.24円から2.57%のプレミアム、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である225.28円から2.10%のプレミアム、当該直近取引日までの6カ月間の終値平均である228.98円から0.44%のプレミアムとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役3名（うち3名が社外監査役）全員から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、本第三者割当に係る有価証券届出書等の作成支援業務を行っているものの、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,000,000株（議決権数10,000個）及び5,000,000株（議決権数50,000個）の合計6,000,000株（議決権数60,000個）となり、2026年3月27日現在の発行済株式総数31,806,190株（議決権数303,558個）に対して、本新株式の発行により3.14%（議決権比率3.29%）、本新株予約権の発行により15.72%（議決権比率16.47%）の合計18.86%（議決権比率19.77%、2026年3月13日付第三者割当による自己株式の処分による増加分を加味した議決権数66,404個の総議決権に占める割合は21.88%）の希薄化が生じます。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数6,000,000株に対して、当社株式の過去6カ月間における1日あたり平均出来高は、152,836株であり、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式6,000,000株を行使期間である2年間（245日／年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は約24,490株（上記1日あたりの平均出来高の16.02%）これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことをPCKファンドの組合員である中村昌弘氏より当社の代表取締役である高崎正年が口頭にて確認していることから、本資金調達及ぼす株価への影響は限定的なものになると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社としましては、今回の資金調達を、上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載する通り、本第三者割当の実施により、当社は財務の健全性を維持しつつ、成長機会を逃すことなく機動的に新規事業領域へ投資に対応することが可能となります。このように、本第三者割当による資金を新規事業領域への投資として投下することにより当社グループにおける強固な事業基盤の形成に繋がることから、企業価値の向上をもって既存株主の利益に貢献するものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

a. 名	称	PCKキャピタル有限責任事業組合
b. 所 在	地	東京都荒川区東尾久一丁目30番12-408号
c. 設 立 根 拠 等		2025年8月31日付組合契約の効力の発生
d. 組 成 目 的		有価証券の保有及び運用

e. 組 成 日	2022年5月25日	
f. 出 資 額 の 総 額	10,000円	
g. 主たる出資者及びその 出 資 比 率	中村 昌弘：50.0% 張林 慶橋：50.0%	
h. 業務執行組合員又はこれに類する者	氏名：中村 昌弘	
	住所：東京都荒川区	
	職業の内容：会社役員	
i 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(注) 1. 本欄は、別途記載のある場合を除き、2026年4月20日現在におけるものです。

2. PCKファンドは、税務申告を課されていないことから、「最近3年間の経営成績及び財政状態」の記載は省略させていただきます。

(2) 割当予定先を選定した理由

本第三者割当の割当予定先であるPCKファンドは、上場株式等への投資を行う有限責任事業組合であり、第三者割当による新株式及び新株予約権の引受けの意向があるとのことで、2026年3月2日に、FL社代表取締役の三輪光範氏の紹介により、当社の代表取締役である高崎正年が、PCKファンドの組合員の中村昌弘氏と面談を行いました。

当社の投資会社としての現状、今後の投資方針としてのM&Aや資本業務提携並びにこうした投資資金に係る資金需要について、説明のうえ、本第三者割当の引き受けに応じていただきました。

PCKファンドは、上場株式投資を主たる事業とする投資事業組合であり、株式市場に関する知見を有し、当社の資本政策に理解を示したため、当社の事業内容および経営方針に対する深い理解を頂ける、信頼性の高いパートナーと考えており、本第三者割当において適切な割当予定先であると判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使し、また、本新株予約権を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としているため、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した普通株式を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。但し、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針です。

当社と割当予定先との協議において、割当予定先が第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、売却に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを意向表明書にて確認しております。割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報

告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先に確認したところ、2026年4月14日までの一定期間の銀行口座の取引明細の提示を受けました。本第三者割当の新株式発行及び新株予約権の発行価額の引受資金につきまして、自己資金では不足しているものの、割当予定先の組合員である中村昌弘氏が、以前勤務していた株式会社アジアゲートホールディングス（現・株式会社fantasista）において、友好的な株主として面識を持った経緯で、懇意にする岡野泰也氏からの借入金によって充当する旨確認し、岡野泰也氏の2026年4月15日現在の証券口座の写し並びに当該借入にかかる金銭消費貸借契約書（貸主：岡野泰也氏、借入金額：250,000,000円、返済期限：2027年12月末日、利率：年5%、担保及び保証無し）の写しの提示を受けました。

岡野泰也氏が2026年4月15日付の証券・金銭残高で本新株式及び本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されており、本第三者割当の新株式発行及び新株予約権の発行価額の引受資金につきまして、岡野泰也氏が、保有する日本株式を市場売却により確保し、払込期日（2026年5月11日）の前営業日の2026年5月8日にPCKファンドに対する融資を実行することを、PCKファンドの組合員である中村昌弘氏より当社の代表取締役である高崎正年が口頭にて確認しております。当社は、2026年5月8日に、PCKファンドより、2026年5月8日現在の銀行口座の取引明細の提示を受け、当該融資が実行されていることを確認する予定であります。

以上により、本新株式及び本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認しております。

なお、本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明をPCKファンドの組合員の中村昌弘氏より当社の代表取締役である高崎正年が口頭にて確認しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及び割当予定先の払込資金の調達先である岡野泰也氏について、割当予定先、割当予定先の組合員（主な出資者）、割当予定先に払込資金を貸し付ける岡野泰也氏が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号靖国九段南ビル2階 代表取締役：小坂橋仁）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先の関係者並びに岡野泰也氏が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先並びにその役員又は主要株主（主な出資者）並びに岡野泰也氏が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 本新株式発行後の大株主の状況

募集前（2026年3月27日現在）		募集後	
アートポートインベスト株式会社	36.40%	アートポートインベスト株式会社	35.29%
株式会社ぽると	14.68%	株式会社ぽると	14.23%
TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED	10.06%	TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED	9.76%
株式会社 Colors Japan	2.08%	PCKキャピタル有限責任事業組合	3.05%
園部 皓志	2.01%	株式会社 Colors Japan	2.02%

KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	1.07%	園部 皓志	1.95%
株式会社ケイ・アイ・シー	0.79%	KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	1.03%
楽天銀行株式会社共有口	0.77%	株式会社ケイ・アイ・シー	0.76%
KAY LEO BROTHERS LIMITED	0.63%	楽天銀行株式会社共有口	0.75%
モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	0.48%	KAY LEO BROTHERS LIMITED	0.61%

(注) 1. 募集前の持株比率は、2026年4月20日現在における発行済株式総数 31,806,190 株を基準とし、募集後の持株比率は、2026年4月20日現在における発行済株式総数 31,806,190 株に本新株式の総数(1,000,000 株)を加味して算出しております。

2. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより早期に持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善につながるものと考えております。また、今回の資金調達による、影響については未定でありますので、判明しだい速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当により生じる株式の希薄化率は25%未満であり、また、本第三者割当により支配株主又はこれに準ずる者の異動が生じる見込みもありません。

このため、本第三者割当は、東京証券取引所の定める上場規則第432条及び同規則に基づく「企業行動に関する規範」の趣旨に照らして、著しい希薄化を伴う第三者割当等に該当せず、株主の利益保護および意思確認の観点から特段の対応を要するものではありません。

したがって、本第三者割当については、独立した第三者からの意見の取得または株主に対する意思確認手続を実施する必要はないものと判断しております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

(千円)

	2023年3月期	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
売上高	4,352,285	1,538,273	4,446,741	3,383,239
営業利益	355,884	△13,235	326,376	285,230
経常利益	144,101	△84,885	99,812	△31,856
親会社株主に帰属する 当期純利益	△66,113	98,533	182,415	△85,849
1株当たり当期純利益（円）	△2.25	3.37	6.23	△2.90
1株当たり配当金（円）	—	1.00	2.00	2.00
1株当たり純資産（円）	134.32	137.64	142.71	149.67

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に 対する比率
発行済株式数	31,806,190株	100.0%
現時点での転換価額（行使価額）における潜在 株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株 式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
始値	308円	280円	304円	300円
高値	335円	317円	398円	379円
安値	261円	262円	245円	248円
終値	303円	312円	302円	253円

② 最近6か月間の状況

	2025年 11月	12月	2026年 1月	2月	3月	4月
始値	255円	230円	199円	229円	231円	216円
高値	280円	249円	237円	247円	236円	236円
安値	229円	189円	198円	212円	203円	216円
終値	234円	200円	231円	228円	216円	230円

(注) 2026年4月の欄は2026年4月17日までの株価を記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年4月17日
始値	228円
高値	230円
安値	225円
終値	230円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による新株式の発行

割当日	2025年7月14日
発行新株式数	普通株式 2,316,300株
発行価額	1株につき331円
資金調達額	766,695,300円
割当先	Hong Kong Sunlight House Limited 2,316,300株
募集時における発行済株式数	29,489,890株
発行時における当初の資金使途	M&A、企業・案件への投資資金：734百万円
発行時における支出予定時期	2025年8月～2025年12月
現時点における充当状況	全額充当済み

②第三者割当による第17回新株予約権の発行

払込期日	2025年7月14日
発行新株予約権数	91,954個
発行価額	総額金 33,287,348円 (新株予約権1個当たり362円)
発行時における 調達予定資金の額	3,233,286,548円 (内訳) 新株予約権発行分：33,287,348円 新株予約権行使分：3,199,999,200円
割当先	Hong Kong Sunlight House Limited 91,954個
募集時における発行済株式数	29,489,890株
当該募集による潜在株式数	9,195,400株
発行時における当初の資金使途	M&A、企業・案件への投資資金：3,117百万円
発行時における当初の支出予定時期	2026年1月～2028年4月

(注) 第17回新株予約権につきましては、2025年7月25日付開示資料「第17回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、買取消却したため、行使状況並びに調達した資金はありません。

③第三者割当による自己株式の処分

処分期日	2026年3月13日
処分株式数	640,400株
処分価額	1株につき246円
処分又は割当方法	第三者割当による処分
処分先	園部 皓志
処分時の発行済株式数	31,806,190株

(注) 2026年2月25日付開示資料「(開示事項の経過) Life Innovation Holdings 株式会社の株式の取得(持分法適用関連会社化)並びに第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」のとおり、処分予定先が所有するLife Innovation 社普通株式23株(157,550千円)の現物出資による払込のため、調達資金の額、使途及び支出時期はありません。

11. 発行要項

「(別紙1)募集株式の発行要項」並びに「(別紙2)第18回新株予約権の発行要項」のとおり。

II. 主要株主の異動

1. 異動予定年月日

2026年5月11日

2. 異動が生じる経緯

今回の本新株式の発行による株式希薄化に伴って、TotalNetwork Holdings Limitedが当社の主要株主に該当しなくなることとなりました。

3. 異動する株主の概要

① 名 称	Total Network Holdings Limited
② 所 在 地	Ground Floor, Skelton Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
③ 代表者の役職・氏名	Lo Kin Chung, Sole Director
④ 事 業 内 容	投資業
⑤ 資 本 金	USD 100.00

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前 (2026年3月27日現在)	32,011 個 (3,201,100 株)	10.55%	第3位
異動後	31,354 個 (3,135,400 株)	9.99%	第3位

※1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2026年3月27日現在の総株主の議決権の数303,558個に基づき算出しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2026年3月27日現在の総株主の議決権の数（303,558個）に、本新株式の議決権数（10,000個）を加えた数（313,558個）を基準に算出しております。

5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による業績への影響はありません。

以 上

(別紙1)

マーチャント・バンカーズ株式会社
募集株式の発行要項

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 募集株式の種類 | 当社普通株式 1,000,000 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 212 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 212,000,000 円 |
| 4. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 106,000,000 円
資本準備金 金 106,000,000 円 |
| 5. 申込日 | 2026 年 5 月 11 日 |
| 6. 払込期日 | 2026 年 5 月 11 日 |
| 7. 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| 8. 割当先及び割当株式数 | PCKキャピタル有限責任事業組合 1,000,000 株 |
| 9. 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 本店営業部 |
| 10. その他 | 上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を
条件としております。 |

(別紙2)

マーチャント・バンカーズ株式会社
第18回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 マーチャント・バンカーズ株式会社第18回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金11,750,000円
3. 申込期日 2026年5月11日
4. 割当日及び払込期日 2026年5月11日
5. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、以下に割り当てる。
PCKキャピタル有限責任事業組合 50,000個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式5,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 50,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金235円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、金230円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用す

る日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年5月12日から2028年5月11日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 11 項ないし第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

会社法第 236 条第 1 項第 6 号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が不備なく第 20 項の行使請求受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

マーチャント・バンカーズ株式会社 財務部

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 本店営業部

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 235 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、230 円とした。

23. その他

上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

以上